

令和3年7月13日

患者さんへ

埼玉県立がんセンター 薬剤部

一般名処方導入のお知らせ

令和3年7月下旬より、当センターで発行する院外処方せんの表記を「一般名処方」に変更します。後発医薬品が存在する医薬品が対象となり、一部を除き順次変更していきます。

患者さんは、「先発医薬品」「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらも選ぶことができ、これまでどおりのお薬を保険薬局で調剤してもらえます。

処方せんに記載した医薬品について、医師が変更不可であると判断した場合は、処方せんの「変更不可」欄に「×」を記載し、かつ、備考欄に医師が署名することとなっています。

ご不明な点は、医師または薬剤師にお尋ねください。

《 院外処方せんの表記 》

変更前：商品名（製薬会社がつけた薬の名前）、成分名に製造会社名を付加した名称

例) ガスターD錠10mg、ファモチジンD錠10mg「ワイ」

変更後：一般名＝【般】＋有効成分の名前＋剤形＋含量

例) 【般】ファモチジン口腔内崩壊錠10mg

※平成24年度の診療報酬改定において、後発医薬品の使用推進の観点から一般名処方が新設され推奨されています。詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。